



下呂市告示第 128 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり事務を委託したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

下呂市長 山内 登



1 委託した事務

犬の登録に係る手数料の徴収及び収納事務

狂犬病予防注射済票の交付に係る手数料の徴収及び収納事務

2 受託者

岐阜市下奈良二丁目 2 番地 1

岐阜県獣医師会開業部会

部会長 谷川 徹

3 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。ただし、委託期間終了の 3 か月前までに、委託者又は受託者から何らかの意思表示がない場合は、委託期間を 1 年間延長するものとし、以後も同様とする。